



親父が認知症になった。
あんなにしっかりした親父だったのに
オレのことも分からなくなってしまった。

でも、不安はない。
親父とは家族信託をしているから。

親父が突然「家族信託したい」と
言ってきた時は驚いたな。
親父なりに色々
家族のことを考えてくれたんだと思う。

あの時、今後のことを
たくさん話し合っておいて良かった。
オレのことを信頼してくれてることもわかった。

これからのことは任しとけ。
心配するなって、親父の息子だからさ。

家族信託相談会

日時 10月30日(金) ①10:00～ ②11:00～

※無料相談(1時間)
※要予約



こちらから
お申込みできます



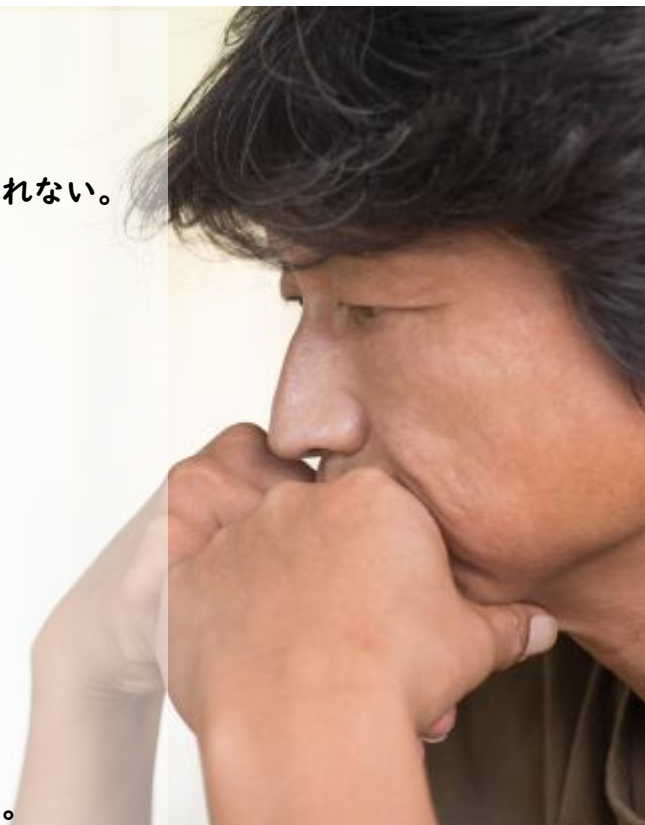
「団塊の世代」の私も、気づけば定年退職。
老後のために蓄えた貯金と年金で、
贅沢しなければ死ぬまで大丈夫だろう。何もなければ。

介護が必要になった時は怖い。お金が飛ぶように出ていくかも知れない。

5人に1人が認知症の時代が来るらしい。
自分だって他人事ではなさそうだ。
今はお金の管理ができるが、そのうち怪しくなるかも知れない。

運よく介護にならなくて寿命が来たとする。
平均寿命は男性より女性の方が高い。
順番通りに行けば、私の方が妻より先に死ぬ。
後に残る妻のことは心配だ。
私が死んだ後、妻は一人で生活をしていけるだろうか。

そんな時、家族信託という制度を知った。
家族に財産の管理を任せられるそうだ。
家族信託をしておけば私が認知症になっても、
先に死ぬことになってても安心だとか。
元気なうちしかできないらしい。今のうちに息子に頼んでみるか。



会場アクセス

行政書士法人F&Partners

【主催】 行政書士法人F&Partners

【共催】 司法書士法人F&Partners
株式会社近畿エスクロートラスト
一般社団法人近畿シルバーライフ協会

〒525-0027
滋賀県草津市野村1丁目
2番16号

JR草津駅西側に
徒歩8分

予約 お問い合わせ

 077-596-3236



一人暮らしになる親が心配！

■最近このような悩みが多く寄せられます



母の死亡後、父が一人暮らしになりました。父は精神的・身体的にみるみる弱っているため、将来的には介護施設への入所や僕たちとの同居も検討しています。もし自宅が不要になったら、売却や賃貸に出すことも検討していますが、父の意向も聞かなければなりませんし、今すぐ対策することはできません。

■売却までの間に、もし認知症と診断されてしまうと？



認知症になり判断能力がなくなると、不動産を売却することが難しくなります！

特に高齢者の契約の場合、認知症と診断されてしまい意思確認が取れず売買できない！という事態が多々あります。

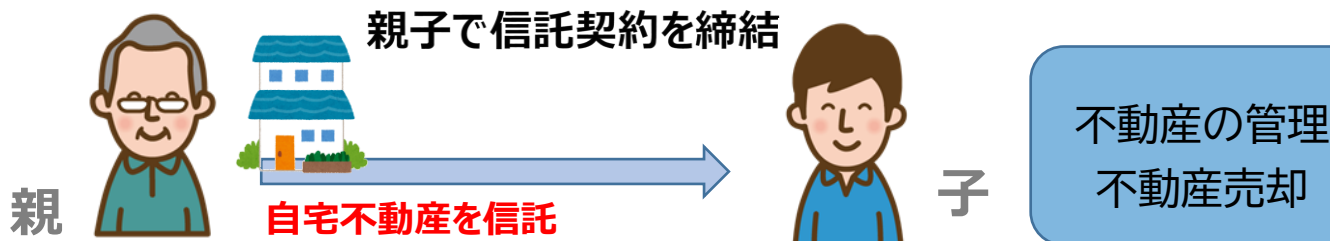


それは大変！どうすればよいのですか！？

そんな場合におすすめなのが、家族間で不動産の管理ができる**家族信託**です



■家族信託とは新しい財産管理制度です



お父さんの持ち物のままで、タイミングを見計らって息子さんが売却や修繕・管理を行えるようにします。※贈与税は発生しません

■家族信託無料相談受付中！

予約
お問合せ



077-596-3236